

## 奈良工業高等専門学校ネットワーク管理室規程

平成16年 4月 1日制定

平成19年12月21日改正

### (設置)

第1条 奈良工業高等専門学校（以下「本校」という。）に、ネットワーク管理室（以下「管理室」という。）を置く。

### (目的)

第2条 管理室は、本校におけるネットワークの適正かつ円滑な管理運営を図ることを目的とする。

### (業務)

第3条 管理室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 ネットワークの管理運営に関する事項
- 二 情報セキュリティに関する事項
- 三 その他ネットワークの利用に関する事項

### (組織)

第4条 管理室は、次の各号に掲げる職員をもって組織する。

- 一 室長 1名
- 二 副室長 若干名
- 三 室員 複数名

### (室長等)

第5条 室長は管理室の業務を統括する。

- 2 室長は、専任教員の中から校長が任命し、任期は2年とする。ただし、1期に限り再任を妨げない。
- 3 補欠の室長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 副室長は、前条第三号の室員の中から、室長が選任し、校長が任命する。
- 5 室員は、一般教科及び専門各学科から選出された者各2名を総合情報センター員及び事務用電子計算機室員とする。

### (管理室会議)

第6条 室長は必要に応じて管理室会議を開催し、その議長となる。

- 2 管理室会議は第4条で定めた職員で構成する。

### (事務)

第7条 管理室に関する事務は情報管理室において行う。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年12月21日から施行し、平成19年4月1日から適用する。